

通告１番目、７番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。７番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問を行います。

今議会では、小中学校における貸切りバス等の安全管理についてと、空き家対策についての２点お伺いいたします。

最初に、小中学校における貸切りバス等の安全管理について質問を行います。

先日、新潟県の北越高校におきまして、部活動の移動中に大変痛ましい事故が発生しました。報道によりますと、貸切りバスではなく、レンタカーが使用されていたなど、様々な問題が報じられており、学校活動における移動手段の安全確保を改めて確認する必要があると考えています。

そこで、本市の小中学校における貸切りバス等の利用状況や、安全管理体制について３点お尋ねいたします。

１点目として、貸切りバス等の現在の利用状況についてお尋ねいたします。

今回の事故では、レンタカーでの移動であり、貸切りバスではなかったことが大きな問題点として取り上げられているわけですが、学校活動における移動手段の安全性を再確認する契機となりました。本市の小中学校において、校外学習、遠足、社会見学、部活動の大会参加など、どのような学校活動で貸切りバス等を利用しているのか。また、年間でどの程度利用されているのか、お伺いいたします。

２点目として、バス事業者の選定基準についてお伺いいたします。

貸切りバス等の契約や手配については学校単位で行っているのか、それとも教育委員会が行っているのか。また、その際、業者はどのように選定しているのか、お伺いいたします。

最後に３点目として、事故等の緊急時の対応についてお伺いいたします。

子供たちの安全を守るためにも、学校活動における移動手段の安全管理は極めて重要です。万が一、学校活動中の移動時に事故や緊急事態が発生した場合、学校としてどのような初動対応を行うのか、具体的な手順をお聞かせください。また、引率する職員に対して、事故発生時の対応マニュアルや研修は行われているのか、併せてお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 おはようございます。福岡議員ご質問の1番目、小中学校における貸切りバス等の安全管理についての1点目と2点目について、一括してお答えいたします。

学校活動における移動手段としての貸切りバスについては、校外活動の際に、修学旅行など、保護者負担となる貸切りバス利用を除き、市費により貸切りバスを利用するに当たっては、令和7年度から岩出市学校教育振興補助金を活用しております。小学校では代表校長が、中学校では各振興会により市の入札参加資格がある業者やその他地域で実績のある業者の中から原則3業者を選定し、見積りを徴取した後、最低見積価格業者と随意契約を行い、利用しております。また、契約までの手続及び業者の選定方法につきましては、令和6年度までの教育委員会でのバス借り上げ事業の内容をそのまま学校に引き継いでおります。

なお、それらの業者は、国の許可を受けた緑ナンバーの車両を使用していることから、報道のあった今回のバス事故のような白バスの使用はありません。

次、利用状況については、小学校では年間を通して校外活動補助金を活用したクリーンセンター及び那賀浄化センターへの校外学習と、大宮緑地総合運動公園で開催している岩出市ブロック陸上大会への移動に利用しております。中学校では、部活動補助金を活用し、県内外の大会への公式競技へ出場する移動手段として、貸切りバスを利用しております。

令和7年度、小学校では14台の貸切りバス利用が、中学校では那賀地方大会や和歌山県中学校総合体育大会など、計41大会への出場に際し、計6社、延べ89台の貸切りバスが利用されております。

最後に3点目、事故等の緊急時の対応は、についてお答えいたします。

部活動など、学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全の確保については、学校保健安全法第29条において、各学校で危機管理マニュアルを作成することが義務づけられており、各学校で作成し、教育計画に掲載しております。

このマニュアルにおきましては、事故発生時における教職員の具体的な役割分担や、救急要請、児童生徒の移送方法、学校や教育委員会、警察、消防等の関係機関との緊急連絡体制、さらには保護者への迅速な情報提供の手順などが定められております。また、事案発生直後から現場に居合わせた子供たちの不安や精神的動揺を和らげるため、スクールカウンセラー等の専門家と連携した相談体制についても併せて明記し、組織的な初動対応に遺漏がないよう備えているところです。

あわせて、これらの対応を現場で確実に実践するため、各学校におきましては、

年度初めなどの時期を捉え、職員全体でマニュアルの内容を毎年必ず確認し、全教職員の危機管理意識の徹底を図っております。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点再質問を行います。

今回のバス事故を受けて、より安全確保に向け、適切な対応を求めるべく、文部科学省とスポーツ庁が連名で、令和8年5月19日付、「部活動の遠征等における安全確保について」が通知されたところでありますが、ご答弁いただいた各学校の危機管理マニュアルについては、既に令和3年6月に危機管理マニュアル等の評価、見直しガイドラインの見直しが文部科学省から発出されており、その中で、校外活動では、危機の未然防止対策が十分になされ、訓練も頻繁に実施されている校内の状況とは異なり、慣れない土地、状況での安全確保が求められます。そのため、校外活動先での危機管理には特に周到な準備が必要です、と記述されています。

そこでお尋ねいたします。この記述への対応として、現在、学校が講じている内容があるのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 再質問にお答えいたします。

ガイドラインに沿った校外活動での危機の未然防止対策を講じている内容は、についてですが、修学旅行などの宿泊を伴う校外活動については、各学校で移動経路の危険箇所の事前把握や出先での緊急時連絡先を把握し、シミュレーション等を通じ、全教職員の危機管理意識の高揚と対応力の向上を図っているところです。しかしながら、現在の各学校の危機管理マニュアルには、部活動や社会見学等の校外活動に関しての対応マニュアルが明記されておりません。当市においても、これを機に、文部科学省の通知内容に基づき、危機管理マニュアルを更新し、改めて教職員間で十分な共通認識を図るよう指導主事を中心に指導してまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、空き家対策について質問を行います。

令和３年６月議会の一般質問において、私は空き家対策について取り上げ、危険空き家への対応について一般質問を行いました。その際、当局からは、他市の動向を注視し、先例事例を参考にしながら取り組んでいくとの答弁をいただき、その後、令和５年度からは空き家バンクの運用開始、さらに地域土地再生事業の導入と具体的な施策を着実に進めていただいています。事業部並びに担当課である都市計画課の皆様のご尽力に、まずもって敬意を表するものであります。

その上で、今後の空き家対策をさらに前進するため、３点について質問を行います。

空き家対策の出発点は、何よりも実態の正確な把握であります。空き家の所在、状態、危険度、所有者の意向などを把握しなければ適切な施策につなげることはできません。

そこでお伺いします。１点目として、本市では、空き家の状況、実態把握はどのような方法で行っているのか。また、区自治会や地域住民との連携、外部委託など、調査方法についての現状をお伺いいたします。

次に２点目として、令和５年度から運用が始まった空き家バンクは、空き家の利活用を進める上で非常に重要な仕組みです。しかし、全国的に登録は増えるが、成約につながらないという課題が指摘されており、本市でも令和６年度の決算資料を見ますと、空き家バンク事業は、新規掲載５件のうち、交渉１件となっており、実績が伸び悩んでいる状況ではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。空き家バンクの登録促進、成約率向上に向けて、どのような対策を検討しているのでしょうか。例えば、家財処分支援、改修補助、不動産事業者との連携強化など、利活用促進に向けた具体策についてお伺いします。

最後に３点目として、管理不十分な空き家への対応と所有者支援についてです。改正空家法により、管理不全な空き家への指導、勧告が強化され、自治体の対応権限が広がりました。一方で、所有者不明化や相続放置など、行政だけでは解決が難しいケースも増えていると思います。

そこでお伺いいたします。管理不全空き家に対する現状の対応状況と助言、指導、勧告の運用方針について、また所有者への支援として、解体補助、相続、登記相談、管理代行などの支援策を今後どのように強化していくのか、併せてお伺いいたします。

○玉田議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長 福岡議員ご質問の２番目、空き家対策についての１点目、空き家の状況は、についてお答えいたします。

本市では、空き家の実態を把握し、市内空き家への対策を講じるため、未利用物件の再調査として、上水道の中止・廃止、使用水量を基に、市内物件調査を毎年実施しております。調査内容につきましては、上水道の給水情報データに基づき、調査物件リストを作成し、所有者等調査及び現地確認後、市内位置図、未利用物件リストを作成し、令和７年度調査については、給水中止物件３５８件、使用料ゼロ立米物件１４９件の計５０７件の未利用物件を把握しております。

また、区自治会や地元住民などからご相談いただく管理不全空き家等についても、管理不全空き家リストとして、物件及び所有者等の情報、現況写真、指導通知等とともに管理し、平成２９年度から令和７年度末までの相談件数は累計１６３件で、うちに未改善物件が２８件となります。空き家の実態把握につきましては、各自治体独自の手法が取られておりますが、対象物件数が増加することで、本市のように毎年実施や現地把握などの対応が難しくなり、外部委託などの当初調査をベースに、相談となった管理不全空き家を追加削除していく手法が多く使われております。

次に、２点目の空き家バンク機能強化と利活用促進に向けた具体策は、についてお答えいたします。

令和５年度実施の岩出市空き家バンク事業については、令和５年度から令和７年度で新規登録が１５件で、成約が２件となります。成約については、物件の立地環境や状態、所有者の販売条件が大きく影響し、内見数に比べ、成約数は伸びない状況にあります。

本市では、空き家データバンクへの相談者だけではなく、上水道データによる未利用物件及び管理不全空き家の所有者など、利用可能な物件をお持ちで日常の管理にお困りの方に対し、ダイレクトメールなどの個別啓発を行うなど、空き家バンクへの登録推奨に取り組んでおります。

一方で、成約率アップに向け、より多くの方に登録物件を周知できるよう、市広報及び市ウェブサイト、デジタルサイネージ、また市政懇談会などの市イベントにおいて広く事業周知に努めるとともに、令和８年４月より市ウェブサイトには岩出市物件情報サイトを新規設置するなど、物件情報の充実に取り組んでいます。

また、全国的に空き家バンクにおける登録物件の質が問題視される中、老朽化による資産価値が下がる前に、賃貸、売却への活用を図ることが最も有効であるため、令和７年度に市内未利用物件所有者に対しアンケート調査を行うなど、物件の活用

について早い段階で考えていただけるよう、機会づくりに取り組んでおります。

なお、議員提案の家財処分支援、改修補助につきましては、県の移住推進空き家活用事業のメニューにおいて、空き家改修事業、空き家片づけ事業がありますが、バンク事業着手時に調査した際、過疎地域要件により、岩出市は対象外となっております。今後も制度の情報に注視し、要件が満たされれば、実施に向け検討させていただきます。

次に、3点目の管理不十分な空き家への対応と所有者支援は、についてお答えいたします。

市内管理不全空き家の対応については、令和7年度末で相談累計163件に対し、改善135件の改善率は82.8%となります。相談内容につきましては、分譲地内で未利用となった小規模住宅によるものが多く、草木の繁茂、害虫の発生、ごみの放置など、日常管理による相談が大半であり、危険性のある建築物はごく僅かとなっております。本市では、令和5年12月の空家特措法の改正に伴い、改善が必要な迷惑空き家を管理不全空き家等に指定し、令和6年度より、改善通知を助言から指導に改めるとともに、令和7年12月から複数回にわたり、再指導通知を受けている16件に勧告を行い、うち14件に対し、固定資産税の住宅用地の特例の除外を実施しております。令和8年度以降についても、勧告、再指導通知を受けている悪質な未改善空き家等に対し、法の厳格運用に努めながら、物件の管理、改善に向けた取組を進めます。

次に、所有者への支援であります。まず空き家等については、土地、家屋ともに個人の所有物であり、私有財産であることから、所有者等が管理すべきものとされています。その中で利用可能な空き家については空き家バンク事業、除却の必要な空き家等については地域都市再生事業を支援策に、令和5年度から取り組んでいます。また、相続、登記、賃貸、解体などの専門的な相談窓口として、空き家相談センターわかやま、空き家何でも相談会などと連携し、相談支援体制の強化に引き続き取り組んでまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点再質問を行います。

年数がたつにつれ、本市においても建築物の老朽化が進むことで、人口減少による管理不全空き家等の増加や、危険空き家への対応が必要になってくると考えられますが、現在、危険空き家として市が把握している物件数と、その対応についてお

伺いたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長 福岡議員の再質問、現在、危険空き家として把握している物件数と対応についてお答えいたします。

瓦屋根や土壁などの旧家で老朽化が進み、危険空き家として市が把握している物件は、管理不全空き家で4件、所有者不明物件で1件の計5件となります。

管理不全空き家4件については、所有者などに対し、写真などにより、物件の状態をお伝えし、他人に被害を及ぼす危険性や管理責任など、指摘した上で、期限を決め、除却等への指導、勧告通知を行い、可能なものについては、電話、訪問による対応を行っています。

また、所有者不明物件の1件については、令和7年度に対象物件に対する相關図調査、相続放棄等への調査を行い、相続権を有する者がいない状態となっております。現在、除却後の土地利用について調査などを行っており、決まり次第、特定空き家等に認定し、略式代執行による除却を実施いたします。所有者不明物件については、複雑な相關図調査に加え、除却後の土地処分など、難しい部分もありますが、今後の危険空き家対策として取り組んでまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。